

## （1）学校週5日制の趣旨

- 学校週5日制は、学校・家庭・地域の三者が互いに連携し、役割分担しながら社会全体として子供を育てるという基本理念の下、平成4年9月からの段階的实施を経て、平成14年度から完全実施。

（これまでの経緯等）

- ・昭和61年4月 臨時教育審議会（第2次答申）において提言
- ・平成 4年9月 月1回の学校週5日制実施
- ・平成 7年4月 月2回の学校週5日制実施
- ・平成14年4月 完全学校週5日制実施

## （2）土曜授業の実施をめぐる動き

- 公立学校の休業日については、学校教育法施行規則で規定。ただし、「特別の必要がある場合は、この限りでない」。

### ■学校教育法施行規則（抄）

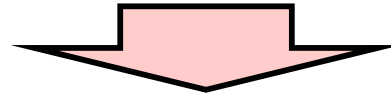
第六十一条 公立小学校における休業日は、次のとおりとする。ただし、第三号に掲げる日を除き、特別の必要がある場合は、この限りでない。

- 一 国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第百七十八号）に規定する日
- 二 日曜日及び土曜日
- 三 学校教育法施行令第二十九条の規定により教育委員会が定める日（※中学校、高等学校等においても同様）

- 近年、一部の地域では授業時数の増加や、保護者や地域に開かれた学校づくりの観点から、設置者の判断により、土曜日に授業を行う学校も見られるところ。
- 民間の世論調査等において、土曜授業の実施に対し高い支持。
- 土曜日を必ずしも有意義に過ごせていない子供たちも少なからず存在するとの指摘。

## （3）土曜授業の実施に関する基本的方向

- 子供たちの成長にとって、土曜日をこれまで以上に充実したものとすることが肝要。このため、学校、家庭、地域の三者が連携し役割分担しながら、学校における授業、地域における多様な学習や体験活動の機会の充実などに取り組むべき。
- 「土曜授業」については、学校において子供たちに土曜日における充実した学習機会を提供する方策の1つとして捉え、その推進を図る。



- まずは、設置者の判断により、これまで以上に土曜授業に取り組みやすくなるよう、学校教育法施行規則の改正等を行う。
- あわせて、土曜授業や、地域における土曜日の学習、体験活動等の場づくりの取組に対する支援を充実する。
- 全国一律での土曜授業の制度化については、今後、教育課程全体の在り方の中で検討する。

## （4）今後のスケジュール

- 今後更に必要な調査や情報収集等を行いながら、中央教育審議会等における議論も踏まえた専門的な検討を行い、本年秋を目途に一定の成果を出す。